

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	災害ボランティア車両の高速道路の無料措置
支援の種類	免除
制度の内容	各高速道路において災害ボランティア車両に対する無料措置 (令和8年7月29日(水)～令和8年10月31日(土)まで)
対 象 者	災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両
お問合せ先	各 高速道路株式会社

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与
支援の種類	住居の供与
制度の内容	災害により住まいを失った被災者の方々に、応急的な住まいとして賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）を供与します。 賃貸型応急住宅の条件：県内の物件で、次のすべてに該当するもの ・貸主から同意を得ているもの ・新耐震基準又は住宅耐震性が確認されたもの ・不動産事業者が斡旋した住宅であること ・家賃が限度額以下であること 県が負担する費用：家賃、共益費、礼金、仲介手数料、退去修繕負担金、火災保険等損害保険料、鍵交換費用 入居期間：入居時から2年（応急修理制度利用の場合、6か月又は修理完了後速やかに退去）
対 象 者	①住居の全壊により居住する住宅がない方 ②住家が半壊であっても、やむを得ず解体を行う方 ③二次被害等により長期にわたり自らの住居に居住できない方 ④応急修理（半壊以上）制度の利用者であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方
お問合せ先	熊本県 地域支え合い支援室 096-333-2186 菊池市役所 都市整備課 0968-25-7242

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	住宅の応急修理
支援の種類	支給
制度の内容	①緊急修理 住宅の被害拡大を防ぐため、屋根、外壁などにブルーシート展張など行います。 基準額：1世帯あたり56,400円以内 ②応急修理 元の住家に引き続き住むために、市が日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理します。 基準額：1世帯あたり ・全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊 757,000円 ・準半壊 367,000円
対 象 者	①住家が「準半壊以上（相当）」の世帯 ②「大規模半壊」又は、「中規模半壊」「半壊」「準半壊」で自らの資力では応急修理をすることができない世帯
お問合せ先	菊池市役所 都市整備課 0968-25-7242

令和 8 年熊本地震における支援制度

制度の名称	市営住宅の一時入居
支援の種類	住居の供与
制度の内容	災害により住まいを失った被災者の方々に、市営住宅の提供を行います。 入居期間：3 か月（最大 6 か月） 費用： ・家賃は 3 か月は無料とし、敷金及び保証人は不要 ・共益費、光熱水費、家具家電は入居者負担
対 象 者	自宅が半壊以上の被害を受けた方
お問合せ先	菊池市役所 都市整備課 0968-25-7242

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	県営住宅の一時入居
支援の種類	住居の供与
制度の内容	令和8年熊本地震により被災された方に、以下の条件で県営住宅の提供（原則6か月以内。無償提供）を行います。 入居期間：6か月以内（最長で1年以内で更新可） 費用： ・家賃及び駐車場代は無料とし、敷金及び保証金は不要です。 ・共益費、電気、ガス、水道などの光熱費等は入居者負担となります。 ・家具家電（エアコン、冷蔵庫、テレビ等）についても入居者で用意していただきます。
対 象 者	自宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた方
お問合せ先	熊本県営住宅管理センター 096-213-2711

令和 8 年熊本地震における支援制度

制度の名称	マイナンバーカード及び電子証明書再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	・ 免除される金額 マイナンバーカード及び電子証明書の再発行手数料全額 ・ 減免申請期間 令和9年7月 2 7 日（火）まで ・ 申請に必要な書類 住家に関する罹災証明書の原本又は罹災届出証明書の原本 その他再交付に必要な書類一式
対 象 者	・ 罹災証明書又は罹災届出証明書を取得された方 ・ 災害時に菊池市に住民票を有している方
お問合せ先	菊池市役所 市民課 0968-25-7211

令和 8 年熊本地震における支援制度

制度の名称	旅券手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	・ 免除される金額 一般旅券の発給手数料（国及び県の手数料）の全額 ・ 減免申請期間 令和9年7月 2 7 日（火）まで ・ 申請に必要な書類 住家に関する罹災証明書の原本 住民票又は戸籍の附票 その他通常の発給申請に必要な書類一式
対 象 者	・ 災害時に居住していた住宅が「半壊以上または床上浸水」の被害を受けた方 ・ 災害時に菊池市に住民票を有している方
お問合せ先	熊本県旅券センター（県庁新館 1 階） 096-333-2160 菊池市役所 市民課 0968-25-7211

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	市税の減免
支援の種類	減免
制度の内容	・ 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、軽自動車税など）について、一部減免又は免除を受けることができます。 ・ 期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と、都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。
対 象 者	・ 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問合せ先	菊池市役所 税務課 0968-25-7206、7207

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	菊池市災害見舞金（地震見舞金）
支援の種類	支給
制度の内容	地震により住家等に半壊以上の被害を受けられた 菊池市にお住まいの方に対し、 それぞれ次に掲げる額の見舞金を支給します。 【住家】 全壊 200,000 円以内 半壊 100,000 円以内 ※地震により、居住地内の建物（車庫や倉庫等）が全壊又は半壊の被害を受けられた方、又は7日以上入院治療を要するケガをされた方については、見舞金の対象になる可能性がありますので福祉課へ御相談ください。
対 象 者	菊池市に居住し、罹災証明書等で半壊以上の判定を受けた方
お問合せ先	菊池市役所 福祉課 0968-25-7213

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	災害援護資金の貸付																														
支援の種類	貸付（融資）																														
制度の内容	○災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。 <table><tr><td rowspan="10">貸付限度額</td><td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td></tr><tr><td>ア 当該負傷のみ</td><td>150万円</td></tr><tr><td>イ 家財の3分の1以上の損害</td><td>250万円</td></tr><tr><td>ウ 住居の半壊</td><td>270万円</td></tr><tr><td>エ 住居の全壊</td><td>350万円</td></tr><tr><td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td></tr><tr><td>ア 家財の3分の1以上の損害</td><td>150万円</td></tr><tr><td>イ 住居の半壊</td><td>170万円</td></tr><tr><td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td><td>250万円</td></tr><tr><td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td><td>350万円</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td colspan="2">年3%以内（据置期間中は無利子）</td></tr><tr><td>据置期間</td><td colspan="2">3年以内（特別の場合5年）</td></tr><tr><td>償還期間</td><td colspan="2">10年以内（据置期間を含む）</td></tr></table>	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%以内（据置期間中は無利子）		据置期間	3年以内（特別の場合5年）		償還期間	10年以内（据置期間を含む）	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																														
	ア 当該負傷のみ		150万円																												
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																												
	ウ 住居の半壊		270万円																												
	エ 住居の全壊		350万円																												
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																														
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																												
	イ 住居の半壊		170万円																												
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																												
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																													
貸付利率	年3%以内（据置期間中は無利子）																														
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																														
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																														
対 象 者	○以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 ○所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。 <table><tr><td>世帯人員</td><td>市町村民税における前年の総所得金額</td></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td></tr></table> ※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																														
1人	220万円																														
2人	430万円																														
3人	620万円																														
4人	730万円																														
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																														
お問合せ先	菊池市役所 福祉課 0968-25-7213																														

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	保育所等利用者負担額（保育料）の減免						
支援の種類	減免						
制度の内容	世帯がり災したことにより、保育所等利用者負担額（保育料）を納付することが困難である場合に減免を受けることができます。 <table border="1"> <tr> <th>損壊の程度</th><th>減免の割合及び期間</th></tr> <tr> <td>全 壊</td><td>費用の100%を免除4か月以内</td></tr> <tr> <td>半 壊</td><td>費用の50%を減額4か月以内</td></tr> </table> ※ 罹災証明書の写しが必要です。	損壊の程度	減免の割合及び期間	全 壊	費用の100%を免除4か月以内	半 壊	費用の50%を減額4か月以内
損壊の程度	減免の割合及び期間						
全 壊	費用の100%を免除4か月以内						
半 壊	費用の50%を減額4か月以内						
対 象 者	罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた方						
お問合せ先	菊池市役所 子育て支援課 0968-25-7214						

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	償還金の支払い猶予
制度の内容	●災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には償還金の支払いを猶予(1年以内)します。 ●猶予期間中は利子が課されません。
対 象 者	母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた方で、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった方
お問合せ先	菊池地域振興局福祉課 0968-25-4156

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	介護保険料の減免								
支援の種類	減免								
制度の内容	住宅、家財について著しい損害を受けた場合、介護保険料の減免措置等が受けられます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th><th>減免率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊・全焼・流失</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>半壊・半焼</td><td>70%</td></tr> <tr> <td>世帯の家財の1/2以上の損害</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table> ※上記のほか、世帯の収入が著しく減少したことにより減免となる場合があります。	損害の程度	減免率	全壊・全焼・流失	100%	半壊・半焼	70%	世帯の家財の1/2以上の損害	50%
損害の程度	減免率								
全壊・全焼・流失	100%								
半壊・半焼	70%								
世帯の家財の1/2以上の損害	50%								
対 象 者	『制度の内容』に記載の条件を満たす方。								
お問合せ先	菊池市高齢支援課介護保険係 (0968) 25-7215								

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	介護保険に係る利用料の軽減								
支援の種類	減免								
制度の内容	住宅、家財について著しい損害を受けた場合、介護保険に係る利用料の減免措置が受けられます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th><th>利用料負担割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊・全焼・流失</td><td>0/100 (自己負担なし)</td></tr> <tr> <td>半壊・半焼</td><td>3/100 (負担割合1割の場合70%減免)</td></tr> <tr> <td>世帯の家財の1/2以上の損害</td><td>5/100 (負担割合1割の場合50%減免)</td></tr> </tbody> </table> ※上記のほか、世帯の収入が著しく減少したことにより減免となる場合があります。	損害の程度	利用料負担割	全壊・全焼・流失	0/100 (自己負担なし)	半壊・半焼	3/100 (負担割合1割の場合70%減免)	世帯の家財の1/2以上の損害	5/100 (負担割合1割の場合50%減免)
損害の程度	利用料負担割								
全壊・全焼・流失	0/100 (自己負担なし)								
半壊・半焼	3/100 (負担割合1割の場合70%減免)								
世帯の家財の1/2以上の損害	5/100 (負担割合1割の場合50%減免)								
対 象 者	『制度の内容』に記載の条件を満たす方。								
お問合せ先	菊池市高齢支援課介護保険係 (0968) 25-7215								

令和8年熊本地震における支援制度

制度の名称	一部負担金及び保険料（税）の減免等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料（税）及び医療機関受診時の窓口負担（一部負担金）の減免・支払猶予 ●被保険者について、申請により保険料（税）及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。
対 象 者	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険（税）・一部負担金の支払いが困難と認められる方
お問合せ先	保険年金課 TEL 0968-25-7218